

所得税 R4 平成 27 年 (Ver.15.10) の予定

所得税 R4 平成 27 年 (Ver.15.10) についてご連絡いたします。
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム

システム名	バージョン
所得税 R4 平成 27 年	15.10

※ E i ボード 15.21 以降がインストールされた環境が必要です。

※ Ver.14.1 で繰越処理済みのデータは「旧データ」として、データ選択画面に表示されます。
データ選択により「データ変換処理」が行われ、15.10 で使用できるようになります。

2. 日程 (予定)

例年同時期を予定しています。(旧製品と同日です。)

提供方法		提供日
E i ボードダウンロードマネージャー エプソン会計システム「マイページ」		2016 年 1 月 20 日 (水)
CD 送品 (オプション改版 CD)	インターKX	2016 年 1 月 27 日 (水) 送品開始
	顧問	2016 年 1 月 28 日 (木) 送品開始

3. 電子申告更新用、R4 コンバーターの予定

3-1. 電子申告更新用プログラムの予定

電子申告 R4 Ver.15.20 と同時に 2016 年 1 月 29 日 (金) にダウンロード提供を開始します。

3-2. R4 コンバーターの予定

旧製品からのコンバートは、昨年と同様に、「H26.1→15.1」、「H27.1→15.1」を段階的にリリースします。

旧製品 (コンバート元データ)			所得税 R4 H27 へのコンバート対応時期
平成 26 年版 (H26.1)	当年分 (H26 年分)	→×	コンバート対象外
	繰越処理後 (H27 年分)	→○	2016 年 1 月 20 日 (水) 予定
平成 27 年版 (H27.1)	当年分 (H27 年分)	→○	2016 年春 (確定申告後) 予定
	繰越処理後 (H28 年分)	→○	

4. 平成 27 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容

平成 27 年分の所得税から適用される税制改正のうち、主なものは以下のとおりです。

4-1. 所得税最高税率の引き上げ

平成 27 年より、現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率が設けられました。

▼所得税の速算表（下線部が変更部分）

課税所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超 <u>4,000 万円以下</u>	40%	2,796,000 円
<u>4,000 万円超</u>	<u>45%</u>	<u>4,796,000 円</u>

■システムの対応内容

上記の税率計算に対応します。

4-2. 財産債務調書の提出制度の創設

財産債務明細書について、提出基準や記載事項などの見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されました。

提出基準が緩和される一方で、従来よりも詳細な記載が必要となり、財産債務調書の提出有無により、所得税又は相続税の過少申告加算税等を加減算する特例も創設されました。

	改正前の財産債務明細書 【昨年の確定申告】	改正後の財産債務調書 【今年の確定申告】
提出基準	その年分の所得金額が 2,000 万円超	その年分の所得金額 2,000 万円超で、且つ次のいずれかに該当する ・その年の 12 月 31 日において財産の価額の合計額が 3 億円以上 ・その年の 12 月 31 日において国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が 1 億円以上
記載事項	財産の種類、数量および価額	「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等
提出書類	財産及び債務の明細書	財産債務調書 財産債務調書（合計表）
過少申告加算税等の特例	なし	次の措置を講じる ・所得税・相続税の申告漏れがあった場合、財産債務調書に記載がある部分については、過少申告加算税等を 5%軽減 ・所得税の申告漏れがあった場合、財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については過少申告加算税等を加重

■システムの対応内容

「財産及び債務の明細書」を「財産債務調書」に変更します。

4-3. 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例

事業用の資産を買い換えたときの特例について、地域再生法の集中地域以外の地域から集中地域への買換えに係る課税の繰延べ割合を100分の75(特定業務施設の集積の程度が特に著しく高い集中地域への買換えの場合には、100分の70)に引き下げられました。(通常は100分の80)

■システムの対応内容

「譲渡所得の内訳書(土地・建物用)」にて、課税割合を選択(70%/75%/80%)できるようにします。

4-4. 国外転出時課税制度の創設

国外転出時課税制度が創設され、2015年7月1日以後に日本から国外転出をする一定の居住者が1億円以上の対象資産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税および復興特別所得税が課税されることとなりました。

また、贈与、相続または遺贈により資産が非居住者へ移転した場合にも上記と同様の課税が行われます。

国外転出時課税の対象者	次のいずれにも該当する居住者 ・所有等している対象資産の価額の合計が1億円以上ある ・原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所または居所を有している国外転出時において
対象資産	有価証券等(株式、投資信託等)、匿名組合契約の出資の持分 未決済の信用取引、未決済の発行日取引 未決済のデリバティブ取引

対象となる方は、所得税の確定申告(相続または遺贈の場合は準確定申告)等の手続きが必要となります。

■システムの対応内容

システムでは未対応となります。

申告の際に「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の提出が必要となりますが、この帳票には追加対応いたしません。

また、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」に二段書きが必要なケースがありますが、こちらについても対応しません。

5. 様式の変更

システムで対応している様式について、主な変更は次のとおりです。

なお、所得税確定申告書について個人番号の記載が必要となるのは平成28年分からとなるため、今回(平成27年分)の確定申告書では個人番号の記載追加はありません。

5-1. 確定申告書 第一表

確定申告Bの種類欄(申告書上部)に「国出」が追加されました。

種類	青色	分離	国出	損失	修正	特産の表示	特産	番号
円)								
円)								
								課税される

「種類：国出」欄は、国外転出課税制度の対象になる方が○を付けます。

■個人番号の記載について

所得税確定申告書に個人番号の記載が必要となるのは平成 28 年分からとなるため、今回（平成 27 年分）の確定申告書では対象外です。

5-2. 確定申告書 第三表

特例適用条文中に記載できる条項の桁数が 2 桁から 3 桁に拡張されました。

5-3. 確定申告書 第四表、住宅借入金控除の計算書

平成 27 年申告用のレイアウトに変更されました。

5-4. 更正の請求書

個人番号の記載が必要になりました。

また、「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」と「添付した書類」欄を別々に記載することとなりました。

平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書			
更正の請求については、平成 27 年分から個人番号の記載が必要になります。	個人番号		
平成 年 月 日	職業	電話番号	
平成 年分所得税及び復興特別所得税について次のとおり更正の請求をします。			
請求の目的となった申告又は処分の種類	申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	平成 年	従来は一つの枠でしたが、二つに分離されました。
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等			
添付した書類			
請求額の計算書（入力に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）			
申告し又は		申告し又は	

6. システムの主な対応予定（機能アップ等）

対応を予定している主な内容は以下のとおりです。

6-1. 個人番号の登録に対応

個人基本情報画面で、本人および扶養親族等に対し「個人番号」を登録できるようにします。

本人に登録された個人番号は「更正の請求書」の印刷に使用されます。扶養親族等に入力された個人番号は平成 27 年分申告では使用されることはなく、来年（平成 28 年分申告）で使用されません。

6-2. 株式等の譲渡所得計算書（2 面）の次葉追加

株式の明細を 6 明細以上入力可能とし、6 行以上入力がある場合は「次葉」として印刷できるようにします。

6-3. 業務メニューの変更 帳票タブの削除

業務メニュー「01.所得税」と「02.帳票」タブに表示されるメニューが重複しているため、「02.帳票」タブを削除します。

上記以外の変更内容については、リリースインフォメーションでご案内いたします。

7. 連動対象アプリケーション（動作保証バージョン）

連動対象アプリケーションについて、動作保証するバージョンは下表のとおりです。

青色申告決算書/収支内訳書 取り込み	<u>財務 R4（会計、Professional、Basic、Lite） Ver.14.10 以降</u> <u>InterKX 財務会計 Ver.5.2 以降</u> 財務応援 Super Ver.9.2 以降、財務応援 Lite 9.1 以降
減価償却費計算書 取り込み	<u>InterKX 減価償却/減価償却応援 Ver.14、Ver.15</u>
所得 取り込み	<u>報酬請求 R4 Ver.14.14 以降</u>

下線は自動連動による取り込みに対応しているものです。（なお、報酬請求は自動連動のみ対応）

以上